

札幌市
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 8 月

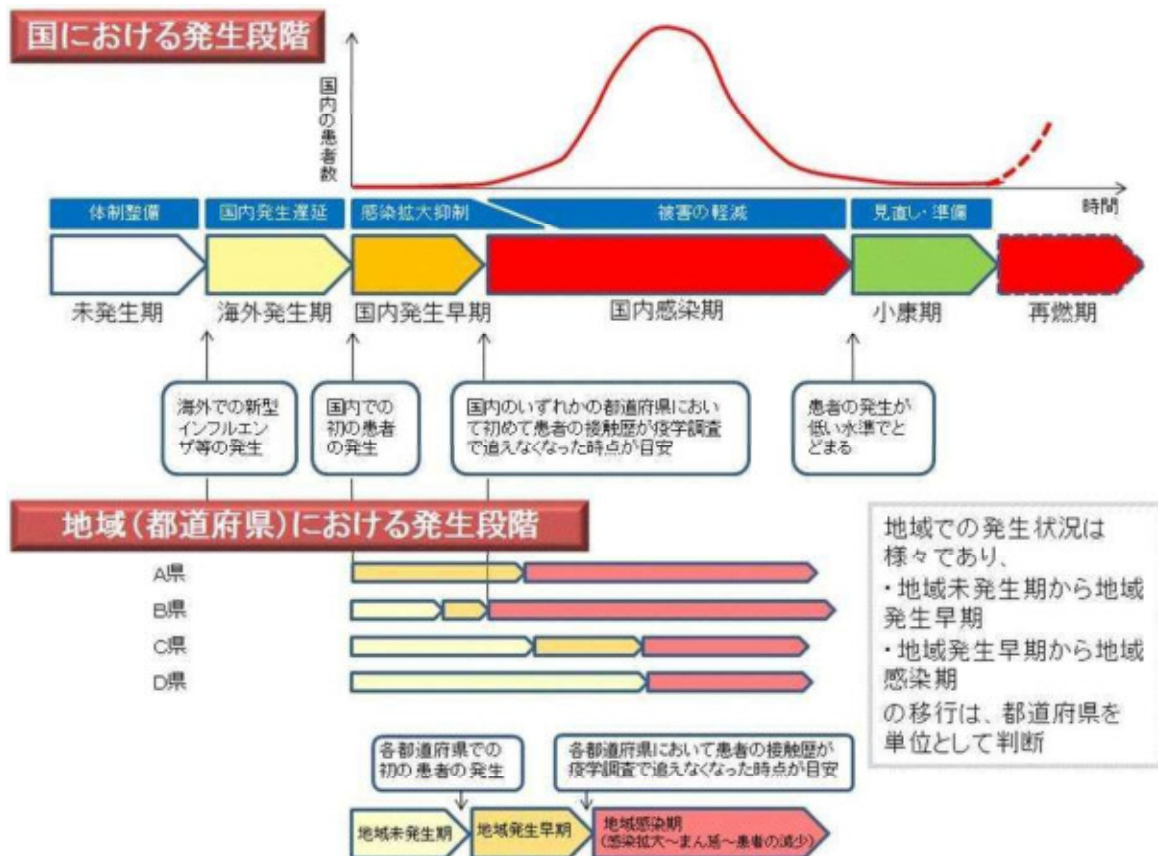
札幌市



＜国と札幌市の発生段階対応表＞

国	札幌市
未発生期	未発生期
海外発生期	海外発生期
国内発生早期 ・地域未発生期 ・地域発生早期	国内発生早期 市内発生早期
国内感染期 ・地域未発生期 ・地域発生早期 ・地域感染期	市内感染期
小康期	小康期

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



○発生段階別対策方針及び対策（行動計画）

		未発生期（平常時）	海外発生期	国内発生早期	市内発生早期	市内感染期	小康期
状況	状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ患者は未発生 ・海外で、鳥インフルエンザウイルス等の人への感染例が散発発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ患者発生 ・国内は新型インフルエンザ患者未発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で新型インフルエンザ患者発生、全患者の接触歴の疫学調査が可能 ・市内では新型インフルエンザ患者未発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で新型インフルエンザ患者発生、全患者の接触歴の疫学調査が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内での新型インフルエンザ患者の接触歴の疫学調査が不可能 ・感染拡大からまん延、患者減少に至る時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ患者の発生減少、低水準 ・大流行はいったん終息
	国の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の整備、地方公共団体との連携の強化 ・国際間の連携 ・通常のサーベイランスの実施 ・個人、地域、職場における対策の周知 ・ワクチンの確保、接種体制の構築 ・国内感染期に備えた医療体制確保 ・抗インフルエンザ薬の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置 ・国際的な連携による情報収集 ・海外発生状況に関する情報提供 ・特定接種の準備、開始 ・ワクチンの確保 ・帰国者接触者外来の設置要請 ・指定公共機関における事業継続の準備 	<ul style="list-style-type: none"> （国内発生早期） ・必要に応じ政府現地対策本部の設置 ・患者の全数把握、臨床症状把握 ・地方公共団体との情報共有強化 ・必要に応じ一般医療機関での診療開始 	<ul style="list-style-type: none"> （国内発生早期） ・必要に応じ緊急事態宣言（緊急事態宣言時） ・不要不急の外出の自粛要請 ・学校等施設の使用制限 ・緊急物資の運送 ・生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> （国内感染期） ・国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 ・全数把握の中止、集団発生の把握 ・入院・死亡患者等重症化の把握 ・必要に応じ緊急事態宣言（緊急事態宣言時） ・不要不急の外出の自粛要請 ・緊急物資の運送 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針の見直し ・各国の対応に係る情報収集 ・第二波発生に備えた予防接種 ・抗インフルエンザ薬の備蓄 ・情報提供のあり方の見直し
北海道の対策	北海道の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の整備及び国・市町村との連携強化 ・抗インフルエンザ薬の備蓄と流通体制整備 ・通常のサーベイランスの実施 ・個人、地域、職場対策の周知 ・道内のワクチン供給体制の確保 ・道内医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・道対策本部の設置 ・国等を通じた情報収集 ・学校での集団発生把握の強化 ・患者及び濃厚接触者対応の準備 ・特定接種の開始 ・帰国者接触者外来の設置 	<ul style="list-style-type: none"> （地域未発生期） ・国内発生早期の周知 ・患者の全数把握、情報の提供 ・帰国者接触者外来における対応、必要に応じ一般の医療機関での診療 （緊急事態宣言時） ・不要不急の外出自粛要請 ・施設の使用制限 ・電気、ガス、水の安定供給確保 	<ul style="list-style-type: none"> （地域感染早期） ・患者の全数把握、道民へ情報提供 ・患者の増加に応じて、帰国者接触者外来から一般医療機関における診療への切替 ・抗インフルエンザ薬備蓄品の道内各地域への配分 （緊急事態宣言時） ・緊急物資の運送 	<ul style="list-style-type: none"> （地域感染期） ※左記に加え ・患者の全数把握の中止、通常のサーベイランスの継続 ・一般の医療機関における診療 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価・見直し ・通常のサーベイランスの継続 ・第二波発生に関する情報提供 ・通常の医療体制への切替 ・抗インフルエンザ薬の備蓄
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応体制の確立、発生時に備えた業務継続計画の策定 ・発生時を想定した訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市感染症対策本部会議」開催 ・対策本部事務局の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生早期の周知 ・基本的対処方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内感染者発生の発表 ・市内発生早期の宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内感染期の宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・小康期の宣言 ・対策の総括 ・市業務継続計画解除（体制縮小）の検討
札幌市における対策	サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランス実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者発生、入院患者の全数把握開始 ・学校での集団発生把握強化 ・海外発生状況の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内発生状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・全数把握の中止、通常のサーベイランスの継続 ・市内発生状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常サーベイランスの継続 ・再流行に備えた学校等での集団発生の把握強化
	情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防策等の継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生状況、市の対策を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生状況、市の対策を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者となった場合の対応の周知 ・学校の休業、集会の自粛等の対策を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制、社会・経済活動の状況を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波発生に関する情報提供 ・情報提供体制の見直し ・コールセンターの縮小
	予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベル、地域・社会レベルでの感染拡大防止策の周知 ・感染対策に必要な資器材の整備 ・特定接種体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所、北海道等との連携強化、国等の水際対策への協力 ・感染疑い場合の対応周知 ・特定接種の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、高齢者施設等における感染予防策の強化要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の治療・隔離、濃厚接触者への外出自粛要請 ・学校等の臨時休業、集会主催者等への活動自粛要請 ・事業者へ感染予防策徹底、業務縮小要請 ・市民へ外出自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の濃厚接触者への措置中止 ・抗インフルエンザ薬予防投与の原則見合せ要請 ・臨時休業、集会等の活動自粛、事業者の業務縮小等を積極的に要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の臨時休業、集会の自粛等感染拡大防止対策の解除
	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、相談センターの設置準備 ・感染症指定医療機関等での入院受入体制の整備 ・抗インフルエンザ薬、個人防護具の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来の設置と診断開始 ・帰国者・接触者相談センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、相談センターの継続 ・衛生研究所でPCR検査による確定診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者を感染症指定医療機関等に移送、入院勧告 ・医療機関に抗インフルエンザ薬の適切な使用や予防投与要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、相談センターによる対応の終了 ・一般医療機関での診療体制に移行 ・重症以外の患者は在宅療養要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療体制に戻し、不足している医療資器材や医薬品を確保 ・流行の第二波に備えた抗インフルエンザ薬の備蓄
	社会・経済機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、食料品等緊急物資の流通・運送確保のための体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能維持事業者等へ職場の感染予防策の要請 ・社会機能維持事業者への支援・対応策の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能維持事業者等へ事業継続要請、支援・対応策の措置 ・生活関連物資等価格の調査・監視、相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能維持事業者等へ事業継続要請、支援・対応策の措置 ・生活関連物資等価格の調査・監視、相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の事業継続状況、被害状況等の確認、必要な対応策検討 ・社会的弱者への支援 ・製造、販売業者等へ緊急物資の円滑な流通・運送の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への通常業務再開の周知 ・社会機能維持事業者へ被害状況等の確認要請

(4) 市内発生早期

- ・札幌市内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・市内でも地域によって発生状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策方針：

- 1) 国が緊急事態宣言を行った場合には、国及び北海道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じる。
- 2) 医療体制や積極的な感染拡大防止策について周知し、個人がとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 市内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外・国内の情報に加えて、市内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱及び呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 市内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、生活及び経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 引き続き、住民接種をできるだけ速やかに接種できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合にはできるだけ速やかに多くの市民に接種する。

① 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・ 対策本部長（市長）は、市内における感染者の発生について発表するとともに、市内発生早期に入ったことを宣言する。【危機管理対策部、広報部、保健所】
- ・ 対策本部において、国及び北海道の対策等を踏まえ、有識者会議の意見を取り入れながら、対策の基本的対処方針を決定する。【危機管理対策部、保健所】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

イ 新対策本部による対応

- ・ 国が緊急事態宣言を行った場合には、対策本部に替えて、新対策本部がアの対策を実施する。【危機管理対策部、保健所】

② サーベイランス・情報収集

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

③ 情報提供・共有

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

④ 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

- ・ 市内発生早期となった場合、感染症法に基づき患者への対応（治療・隔離）や患者との濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。【保健所、各区保健福祉部】
- ・ 国の示す感染拡大防止策の実施に資する目安に基づき、業界団体等に対し市民や関係者へ下記対策の実施、要請を行うよう依頼、又は直接市民や関係者へ要請を行う。
 - 住民、事業所、福祉施設等に対する手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の強い勧奨。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策の徹底。【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部】
 - 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。【保健所、子育て支援部、教育委員会】
 - 学校保健安全法に基づく適切な臨時休業の実施。【保健所、教育委員会】
 - 公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策の実施。【保健所、総合交通計画部、交通局】
- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

イ 水際対策

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

ウ 予防接種

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

エ 緊急事態時のまん延防止対策

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

オ 臨時の予防接種による住民接種

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

⑤ 医療

ア 医療体制の整備

- ・ 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって発熱及び呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を引き続き継続する。なお、国からの要請に基づき、患者等が増加した段階では、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。【保健所、病院局、各区保健福祉部】

イ 患者への対応等

- ・ 以下の措置を講じる。
 - 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、新型インフルエンザ等の病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。【保健所、病院局】
 - 必要な場合、衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査を行う。すべての新型インフルエンザ等患者のPCR検査による確定診断は、市内における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。【保健所、衛生研究所】
 - 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等搬送従事者であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【保健所、衛生研究所、病院局】

ウ 医療機関等への情報提供

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等の診断及び治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 市内感染期に備え、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請する。【保健所】
- ・ 医療機関等に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等搬送従事者であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うように要請する。【保健所】

才 医療機関・薬局における警戒活動

- ・ 医療機関、薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部】

⑥ 生活・経済の安定確保

- ・ 国内発生早期の記載を参照。